

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 29 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

監査結果等に基づく措置

令和 6 年度第 2 期財政援助団体等監査結果報告（令和 7 年 3 月 27 日 新監査公表第 17 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
2・3	秋葉区役所健康福祉課	(1)指摘 本市からの出捐金が基本金に計上されていないことを把握せず、放置していたもの 平成 16 年 9 月に、当時の新潟市は、市立保育所の運営を移管するため、社会福祉法人おひさま福祉会に対し、法人設立時の基本財産及び運転資金として 1,861 万円を拠出した。社会福祉法人会計基準では、社会福祉法人の設立並びに施設の創設等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金や、運転資金として収受した寄附金については、基本金として計上することと規定されている。拠出した当時の新潟市の決算書類等によれば、当該拠出金は出捐金であり、法人の決算書類には基本金として計上されるべきところ、設立時に基本金ではなく、補助金収入として計上されていた。これにより、当該拠出金について、本市は出捐金として認識している一方で、法人は補助金として認識しているという相違が生じていたが、所管課はこの度の監査が実施されるまで把握していなかった。 所管課は、当該拠出金を市の公金を財源とした出捐金として認識し、本市の財務書類においても同様に計上しているのであれば、それが基本金に計上されていない顛末を調査し、出捐者の意思が決算書類上に反映されるよう指導しなければならないところ、法人に対する指導を怠り、長年にわたりこれを放置していた。 これまで、所管課が法人の決算書類を確認する機会は何度もあったにもかかわらず、この事態に気付かなかったのは、社会福祉法人会計基準の理解が不十分であったことに加え、出捐した場合に伴う責務を十分に理解していなかったことが原因であり、出捐者としての監督責任を果たしているとはいえない。 所管課は、当該拠出金が市の公金を財源としている	この度の指摘を受け、市と法人で社会福祉法人会計基準を改めて理解し、令和 6 年度決算より 1 号基本金として計上する旨を確認しました。今後は、法人において出捐者である市の意思を反映した事業運営や財産管理が行われているか、出捐者として確認していきます。

		ことの重要性を十分に理解し、法人と互いの認識の相違を解消するため、真摯に協議に取り組み、出捐者としての責務を全うするよう強く求めるものである。	
--	--	--	--